

福岡市公報

令和 8 年 3 月 30 日 第7223号(別冊25)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

| | 目次 | ページ |
|-----------------------------|-------|-----|
| | 水 道 局 | |
| ○福岡市水道局宿舍規程 (規程第 5 号) | | 1 |
| | 交 通 局 | |
| ○福岡市交通局宿舍規程 (規程第16号) | | 16 |

水 道 局

福岡市水道局宿舍規程を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

福岡市水道事業管理者 中 村 健 児

福岡市水道事業管理規程第 5 号

福岡市水道局宿舍規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、水道局宿舍の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿舍 水道局に勤務する職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため水道局が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。
- (2) 管理課長 当該宿舍の貸与を受ける職員の所属する課（福岡市水道局事務分掌規程（平成13年福岡市水道事業管理規程第 1 号）第 2 条及び第10条の 2 の規定により設置された課及び浄水場等をいう。）の長をいう。
- (3) 種類の変更 宿舍の間においてその種類を変更することをいう。
- (4) 所管換 管理課長の間において宿舍の所管を移すことをいう。

(宿舍の種類)

第 3 条 宿舍の種類は、第 1 種宿舍及び第 2 種宿舍とする。

(第 1 種宿舍)

第4条 第1種宿舍は、次の各号に掲げる職員のうち水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める者のために設置し、貸与する。

- (1) 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において緊急な勤務に従事するため、当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者
- (2) 事務所、事業所その他の施設の管理上当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者
- (3) 本市の区域外にある公署に在勤する場合で、職務の遂行上一定の地域内に居住しなければならない者

（第2種宿舍）

第5条 第2種宿舍は、次の各号に掲げる場合において、第1種宿舍の貸与を受ける職員以外の職員のために設置し、貸与する。

- (1) 国又は他の地方公共団体等から人事交流により採用された場合で水道局の事務事業の遂行上必要と認められるとき。
- (2) その他管理者が特に必要と認めるとき。

（宿舍料）

第6条 第4条第1号又は第2号に該当する職員が使用する第1種宿舍の宿舍料は、無料とする。

- 2 第4条第3号に該当する職員が使用する第1種宿舍の宿舍料は、国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号。以下「宿舍法」という。）に定める有料宿舍の使用料の算出方法を基準として、別に管理者が定める。
- 3 第2種宿舍の宿舍料は、宿舍法に定める有料宿舍の使用料の算出方法の例により算出した額とする。ただし、管理者がこれにより難しいと認める者については、別に定める額とする。
- 4 宿舍料は月額とし、月の中途において新たに入居し、又は退居した場合におけるその月分の宿舍料は、日割により計算した額とする。
- 5 宿舍料は、当該月の末日までに納入通知書により納付しなければならない。

（宿舍の設置及び管理）

第7条 宿舍の設置及び管理は、管理課長が行うものとする。

- 2 管理課長は、第10条第1項に規定する宿舍の貸与の承認を受けた職員（以下「被貸与者」という。）及び第17条の規定の適用を受ける同居者がこの規程に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の管理の適正を図らなければならない。

（宿舍事務の総括）

第8条 総務部経理課長（以下「経理課長」という。）は、宿舍の設置及び管理に関する事務を総括する。

- 2 経理課長は、前項の事務の適正を期するため必要があると認めるときは、管理課長に対し、宿舍に関する資料若しくは報告を求め、実地調査を行い、又はその他必要な措置

を求めることができる。

(経理課長への協議)

第9条 管理課長は、次の各号に掲げる場合は、経理課長に協議しなければならない。

- (1) 宿舍を設置し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 宿舍を増改築し、又は移築しようとするとき。
- (3) 第6条第2項又は第3項の規定により宿舍料を決定しようとするとき。
- (4) 第20条又は第21条の規定により損害賠償を請求しようとするとき。
- (5) 宿舍の種類を変更し、又は所管換しようとするとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、宿舍の設置及び管理に関する事項が異例に属するとき。

(貸与)

第10条 宿舍の貸与を受けようとする職員は、宿舍貸与申請書(様式第1号)を管理課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、宿舍貸与承認書(様式第2号)を交付して行うものとする。
- 3 被貸与者は、第1項の承認を受けた日から2週間以内に宿舍に入居しなければならない。

(同居者の異動)

第11条 被貸与者は、同居者に異動が生じたときは、同居者異動届(様式第3号)を管理課長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第12条 被貸与者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿舍の全部又は一部を第三者に貸し付けないこと。
- (2) 宿舍をその用途以外に供さないこと。
- (3) 宿舍を正常な状態において維持すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宿舍の管理について管理課長の指示に従うこと。

(模様替等の制限)

第13条 被貸与者は、宿舍の模様替その他の工作をしてはならない。ただし、軽易な変更で管理課長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 被貸与者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、宿舍模様替等承認申請書(様式第4号)を管理課長に提出しなければならない。
- 3 第1項ただし書の承認は、宿舍模様替等承認書(様式第5号)を交付して行うものとする。

(原状回復義務)

第14条 前条第1項ただし書の承認を受けて宿舍の模様替その他の工作をした被貸与者は、退居の際自己の費用でこれを原状に復さなければならない。ただし、管理課長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(設備等の費用負担)

第15条 次の各号に掲げる設備等の費用は、被貸与者の負担とする。ただし、管理者が職務上必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 宿舎内外の清掃及び汚物の処理に要する費用
- (2) 電気、ガス、上下水道、電話等の使用料金
- (3) 庭園、樹木等の手入れ費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、居住に要する設備等の費用
(修繕費の費用負担)

第16条 天災、その他被貸与者の責めに帰することができない事由により宿舎を損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、水道局が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。
(退居)

第17条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者(その者が死亡した場合には、死亡した時における同居者)は、その該当することとなった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、管理課長の承認を受けて、その該当することとなった日から、第1種宿舎にあつては2月、第2種宿舎にあつては6月の範囲内で当該管理課長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

- (1) 退職死亡等により本市職員でなくなったとき。
- (2) 転勤等の事由により、当該宿舎に入居する必要がなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、水道局の事務事業の都合上宿舎の明渡しを求められたとき。

2 前項ただし書の規定により宿舎を引き続き使用しようとする者は、宿舎継続使用承認申請書(様式第6号)を管理課長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 前項の承認は、宿舎継続使用承認書(様式第7号)を交付して行うものとする。

(退居届及び退居時の検査)

第18条 被貸与者は、宿舎を退居するときは、退居届(様式第8号)を退居の前日3日までに管理課長に提出するとともに、退居の際は、担当職員立会いのうえ、当該宿舎の異状の有無について検査を受けなければならない。

(宿舎貸与の承認の取消し等)

第19条 管理課長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、被貸与者に対し、第10条第1項に規定する承認を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) 理由なく第10条第3項に規定する期間内に宿舎に入居しないとき。
- (2) 正当な理由がなく宿舎料を滞納したとき。
- (3) この規程又は管理課長が行う宿舎の管理についての必要な指示に違反したとき。

2 被貸与者が前項第2号又は第3号の規定に該当して、宿舎からの退居を命ぜられたときは、前条に規定する退居届を管理課長に提出し、速やかに宿舎から退居しなければなら

らない。

(損害賠償)

第20条 被貸与者は、その責めに帰すべき事由により宿舍を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

第21条 被貸与者が第17条第1項又は第19条第2項の規定に違反して宿舍を退居しないときは、退居すべき日の翌日から退居した日までの期間に係る宿舍料相当額（当該宿舍が第1種宿舍である場合には、これを第2種宿舍とみなして第6条第3項の規定により算出した宿舍料に相当する額）の3倍に相当する金額を賠償しなければならない。

(宿舍台帳)

第22条 管理課長は、宿舍ごとに、宿舍台帳（様式第9号）を備えなければならない。

2 経理課長は、必要がある場合には、管理課長に対し、宿舍台帳の提出を求めることができる。

(宿舍の滅失、損傷等の報告)

第23条 管理課長は、宿舍が滅失し、著しく損傷し、又は汚損したときは、その旨を経理課長に報告しなければならない。

(管理状況の報告)

第24条 管理課長は、毎年3月31日現在における宿舍設置・管理状況報告書（様式第10号）を調製し、4月30日までに経理課長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎に入居したいので申請します。なお、入居の承認を受けた場合は、福岡市水道宿舎規程及びこれに基づく指示を遵守することを誓約します。

記

| | | | |
|-----------|-----|---------|-----|
| 宿 舎 の 種 類 | | 所 属 | |
| 入 居 の 理 由 | | | |
| 同 居 者 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第2号

宿 舎 貸 与 承 認 書

年 月 日

所 属
職氏名

管理課長名

年 月 日申請のあった宿舎の貸与については、下記のとおり承認する。

記

1 宿舎の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 同居者

| 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 使用条件

福岡市水道局宿舎規程の定めるところによる。

様式第3号

同居者異動届

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記のとおり同居者に異動が生じたので、お届けします。

記

1 宿舍の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 異動の表示

| | | | |
|-------|----|------|-----|
| 異動の理由 | | | |
| 異動年月日 | | | |
| 同居者氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第4号

宿舎模様替等承認申請書

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎の模様替等をしたいため、申請します。

記

1 宿舎の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 理 由

3 模様替等の内容

4 工事期間

5 所要費用

様式第5号

宿舎模様替等承認書

年 月 日

所 属
職氏名

管理課長名

年 月 日申請のあった宿舎の模様替等については、下記のとおり承認する。

記

1 宿舎の表示

| 種 類 | 所 属 |
|-------|-----|
| 所 在 地 | |

2 模様替等の内容

3 工事期間

4 条件

当該宿舎を退去する際自己の費用で原状に回復すること。

なお、原状回復の必要がないと認められた場合は、当該工事に係る部分の財産権を無償で水道局に帰属させること。

5 その他注意事項

様式第6号

宿舎継続使用承認申請書

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎の継続使用をしたいので、申請します。

なお、継続使用の承認を受けた場合は、福岡市水道局宿舎規程及びこれに基づく指示を遵守することを誓約します。

記

| | | | |
|---------|----|------|----|
| 宿舎の種類 | | | |
| 宿舎の所在地 | | | |
| 継続使用の理由 | | | |
| 同居者氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第7号

宿舎継続使用承認書

年 月 日

所 属
職氏名

管理課長名

年 月 日申請のあった宿舎の継続使用については、下記のとおり承認する。

記

1 宿舎の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 継続使用期間

3 同居者

| 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 使用条件

福岡市水道局宿舎規程に定めるところによる。

様式第8号

退 居 届

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎を退居しますので、お届けします。

記

| | | | |
|-------------|--|-----|--|
| 宿 舎 の 種 類 | | 所 属 | |
| 宿 舎 の 所 在 地 | | | |
| 退 居 の 理 由 | | | |
| 退 居 年 月 日 | | | |
| 備 考 | | | |

様式第 9 号

宿舍台帳(甲)

所属名()

敷地及び建物の平面図

| | | | | | | | | |
|------|-----------|--------|-----------|-----|----|---------|--------|--|
| 整理番号 | | 宿舍の所在地 | | | | | | |
| 所属 | | 宿舍の種類 | | | | | | |
| 敷地 | 面積 | 平方メートル | 借地の場合の相手方 | | | | | |
| | 借家の場合の相手方 | | | | | | | |
| 建物 | 構造 | 本屋 | 建築面積 | 延面積 | 面積 | 概要 | | |
| | | 付属建物 | 面積 | 延面積 | 面積 | | | |
| | | 工作物 | | | | | 増改築の内容 | |
| | | 建築年月日 | | | | | | |
| | | 増改築年月日 | | | | | | |
| 設備内容 | | 電灯 | ガス | 水道 | 電話 | その他主な設備 | | |
| | 数量 | 灯 | せん | せん | 台 | | | |

宿舍台帳(乙)

| | | | | | | | |
|------|-------|------|--------|---------|---------|-------------|----|
| 整理番号 | | 種類 | | 所属 | | 所在 | |
| 入居者名 | 入居年月日 | 同居者数 | 継続使用期間 | 宿舍料(月額) | 設備等の費用額 | 模様替等の有無(内容) | 備考 |
| 所属 | 職名 | 氏名 | 退居年月日 | 円 | 円 | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |

様式第10号

宿 舎 設 置 ・ 管 理 状 況 報 告 書

年 月 日

経理課長

管理課長名

福岡市水道局宿舎規程第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

| 宿 種 類 | 所 属 名 称 | 舍 所 在 地 | 建 物 (本 屋) | | 敷 面 地 積 | 年 間 利 用 者 数 (4/1~翌3/31) | | 宿 舎 料 (月 額) | 建 築 年 月 日 | 供 用 開 始 年 月 日 | 模 様 替 ・ 継 続 使 用 の 有 無 | 備 考 |
|-------------|------------------|------------------|-------------|------------|------------------|----------------------------|-------|----------------|--------------|------------------|-----------------------------|-----|
| | | | 構 造 | 延 面 積 | | 職 員 | 同 居 者 | | | | | |
| | | | | 平方 メートル | 平方 メートル | 人 | 人 | 円 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

※借上げによる宿舎の場合、建築年月日は、借上げ契約締結年月日とする。

※借上げにより宿舎を設置している場合は、その旨備考欄に記入すること。

※付属建物がある場合は、備考欄に延面積を記入すること。

交 通 局

福岡市交通局宿舍規程を制定し、ここに公布する。

令和8年3月30日

福岡市交通事業管理者 小野田 勝 則

福岡市交通事業管理規程第16号

福岡市交通局宿舍規程

(趣旨)

第1条 この規程は、交通局宿舍の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿舍 交通局に勤務する職員及び主としてその収入により生計を維持する者を居住させるため交通局が設置する居住用の家屋及び家屋の部分並びにこれらに付帯する工作物その他の施設をいい、これらの用に供する土地を含むものとする。
- (2) 管理課長 当該宿舍の貸与を受ける職員の所属する課(福岡市交通局事務分掌規程(昭和49年福岡市高速鉄道事業管理規程第1号)第2条及び第15条の規定により設置された課及び事務所等をいう。)の長をいう。
- (3) 種類の変更 宿舍の間においてその種類を変更することをいう。
- (4) 所管換 管理課長の間において宿舍の所管を移すことをいう。

(宿舍の種類)

第3条 宿舍の種類は、第1種宿舍及び第2種宿舍とする。

(第1種宿舍)

第4条 第1種宿舍は、次の各号に掲げる職員のうち交通事業管理者(以下「管理者」という。)が必要と認める者のために設置し、貸与する。

- (1) 本来の職務に伴って、通常の勤務時間外において緊急な勤務に従事するため、当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者
- (2) 事務所、事業所その他の施設の管理上当該施設の構内又はこれに近接する場所に居住しなければならない者
- (3) 本市の区域外にある公署に在勤する場合で、職務の遂行上一定の地域内に居住しなければならない者

(第2種宿舍)

第5条 第2種宿舍は、次の各号に掲げる場合において、第1種宿舍の貸与を受ける職員以外の職員のために設置し、貸与する。

- (1) 国又は他の地方公共団体等から人事交流により採用された場合で交通局の事務事業

の遂行上必要と認められるとき。

(2) その他管理者が特に必要と認めるとき。

(宿舍料)

第6条 第4条第1号又は第2号に該当する職員が使用する第1種宿舍の宿舍料は、無料とする。

2 第4条第3号に該当する職員が使用する第1種宿舍の宿舍料は、国家公務員宿舍法(昭和24年法律第117号。以下「宿舍法」という。)に定める有料宿舍の使用料の算定方法を基準として、別に管理者が定める。

3 第2種宿舍の宿舍料は、宿舍法に定める有料宿舍の使用料の算出方法の例により算出した額とする。ただし、管理者がこれにより難いと認める者については、別に定める額とする。

4 宿舍料は月額とし、月の中途において新たに入居し、又は退居した場合におけるその月分の宿舍料は、日割により計算した額とする。

5 宿舍料は、当該月の末日までに納入通知書により納付しなければならない。

(宿舍の設置及び管理)

第7条 宿舍の設置及び管理は、管理課長が行うものとする。

2 管理課長は、第10条第1項に規定する宿舍の貸与の承認を受けた職員(以下「被貸与者」という。)及び第17条の規定の適用を受ける同居者がこの規程に定める義務を守っているかどうかを監督し、常に宿舍の管理の適正を図らなければならない。

(宿舍事務の総括)

第8条 総務課長は、宿舍の設置及び管理に関する事務を総括する。

2 総務課長は、前項の事務の適正を期するため必要があると認めるときは、管理課長に対し、宿舍に関する資料若しくは報告を求め、実地調査を行い、又はその他必要な措置を求めることができる。

(総務課長への協議)

第9条 管理課長は、次の各号に掲げる場合は、総務課長に協議しなければならない。

- (1) 宿舍を設置し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 宿舍を増改築し、又は移築しようとするとき。
- (3) 第6条第2項又は第3項の規定により宿舍料を決定しようとするとき。
- (4) 第20条又は第21条の規定により損害賠償を請求しようとするとき。
- (5) 宿舍の種類を変更し、又は所管換しようとするとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、宿舍の設置及び管理に関する事項が異例に属するとき。

(貸与)

第10条 宿舍の貸与を受けようとする職員は、宿舍貸与申請書(様式第1号)を管理課長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、宿舍貸与承認書(様式第2号)を交付して行うものとする。

3 被貸与者は、第1項の承認を受けた日から2週間以内に宿舍に入居しなければならない。

(同居者の異動)

第11条 被貸与者は、同居者に異動が生じたときは、同居者異動届(様式第3号)を管理課長に提出しなければならない。

(遵守事項)

第12条 被貸与者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 宿舍の全部又は一部を第三者に貸し付けないこと。
- (2) 宿舍をその用途以外に供さないこと。
- (3) 宿舍を正常な状態において維持すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、宿舍の管理について管理課長の指示に従うこと。

(模様替等の制限)

第13条 被貸与者は、宿舍の模様替その他の工作をしてはならない。ただし、軽易な変更で管理課長の承認を受けたときは、この限りでない。

2 被貸与者は、前項ただし書の承認を受けようとするときは、宿舍模様替等承認申請書(様式第4号)を管理課長に提出しなければならない。

3 第1項ただし書の承認は、宿舍模様替等承認書(様式第5号)を交付して行うものとする。

(原状回復義務)

第14条 前条第1項ただし書の承認を受けて宿舍の模様替その他の工作をした被貸与者は、退居の際自己の費用でこれを原状に復さなければならない。ただし、管理課長がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(設備等の費用負担)

第15条 次の各号に掲げる設備等の費用は、被貸与者の負担とする。ただし、管理者が職務上必要と認めるものについては、この限りでない。

- (1) 宿舍内外の清掃及び汚物の処理に要する費用
- (2) 電気、ガス、上下水道、電話等の使用料金
- (3) 庭園、樹木等の手入費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、居住に要する設備等の費用

(修繕費の費用負担)

第16条 天災、その他被貸与者の責めに帰することができない事由により宿舍を損傷し、又は汚損した場合においては、その修繕に要する費用は、交通局が負担する。ただし、その損傷又は汚損が軽微である場合には、この限りでない。

(退居)

第17条 被貸与者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、その者(その者が死亡した場合には、死亡した時における同居者)は、その該当することと

なった日から20日以内に当該宿舎を明け渡さなければならない。ただし、相当の事由がある場合には、管理課長の承認を受けて、その該当することとなった日から、第1種宿舎にあっては2月、第2種宿舎にあっては6月の範囲内で当該管理課長の指定する期間、引き続き当該宿舎を使用することができる。

- (1) 退職死亡等により本市職員でなくなったとき。
- (2) 転勤等の事由により、当該宿舎に入居する必要がなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、交通局の事務事業の都合上宿舎の明渡しを求められたとき。

- 2 前項ただし書の規定により宿舎を引き続き使用しようとする者は、宿舎継続使用承認申請書(様式第6号)を管理課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認は、宿舎継続使用承認書(様式第7号)を交付して行うものとする。

(退居届及び退居時の検査)

第18条 被貸与者は、宿舎を退居するときは、退居届(様式第8号)を退居の前日3日までに管理課長に提出するとともに、退居の際は、担当職員立会いのうえ、当該宿舎の異状の有無について検査を受けなければならない。

(宿舎貸与の承認の取消し等)

第19条 管理課長は、被貸与者が次の各号のいずれかに該当する場合は、被貸与者に対し、第10条第1項に規定する承認を取り消し、又は必要な措置を命ずることができる。

- (1) 理由なく第10条第3項に規定する期間内に宿舎に入居しないとき。
- (2) 正当な理由がなく宿舎料を滞納したとき。
- (3) この規程又は管理課長が行う宿舎の管理についての必要な指示に違反したとき。

- 2 被貸与者が前項第2号又は第3号の規定に該当して、宿舎からの退居を命ぜられたときは、前条に規定する退居届を管理課長に提出し、速やかに宿舎から退居しなければならない。

(損害賠償)

第20条 被貸与者は、その責めに帰すべき事由により宿舎を滅失し、損傷し、又は汚損したときは、遅滞なく、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、その滅失、損傷又は汚損が故意又は重大な過失によらない火災に基づくものである場合には、この限りでない。

第21条 被貸与者が第17条第1項又は第19条第2項の規定に違反して宿舎を退居しないときは、退居すべき日の翌日から退居した日までの期間に係る宿舎料相当額(当該宿舎が第1種宿舎である場合には、これを第2種宿舎とみなして第6条第3項の規定により算出した宿舎料に相当する額)の3倍に相当する金額を賠償しなければならない。

(宿舎台帳)

第22条 管理課長は、宿舎ごとに、宿舎台帳(様式第9号)を備えなければならない。

- 2 総務課長は、必要がある場合には、管理課長に対し、宿舎台帳の提出を求めることが

できる。

(宿舎の滅失、損傷等の報告)

第23条 管理課長は、宿舎が滅失し、著しく損傷し、又は汚損したときは、その旨を総務課長に報告しなければならない。

(管理状況の報告)

第24条 管理課長は、毎年3月31日現在における宿舎設置・管理状況報告書(様式第10号)を調製し、4月30日までに総務課長に提出しなければならない。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号

宿 舎 貸 与 申 請 書

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎に入居したいので申請します。なお、入居の承認を受けた場合は、福岡市交通局宿舎規程及びこれに基づく指示を遵守することを誓約します。

記

| | | | | |
|-----------|-----|---------|-----|--|
| 宿 舎 の 種 類 | | | 所 属 | |
| 入 居 の 理 由 | | | | |
| 同 居 者 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 備 考 | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

様式第2号

宿 舎 貸 与 承 認 書

年 月 日

所 属
職氏名

管理課長名

年 月 日申請のあった宿舎の貸与については、下記のとおり承認する。

記

1 宿舎の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 同居者

| 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

3 使用条件

福岡市交通局宿舎規程の定めるところによる。

様式第3号

同居者異動届

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記のとおり同居者に異動が生じたので、お届けします。

記

1 宿舍の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 異動の表示

| | | | |
|-------|----|------|-----|
| 異動の理由 | | | |
| 異動年月日 | | | |
| 同居者氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備 考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第4号

宿舎模様替等承認申請書

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎の模様替等をしたいので、申請します。

記

1 宿舎の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 理 由

3 模様替等の内容

4 工事期間

5 所要費用

様式第5号

宿舎模様替等承認書

年 月 日

所 属
職氏名

管理課長名

年 月 日申請のあった宿舎の模様替等については、下記のとおり承認する。

記

1 宿舎の表示

| 種 類 | | 所 属 | |
|-------|--|-----|--|
| 所 在 地 | | | |

2 模様替等の内容

3 工事期間

4 条件

当該宿舎を退去する際自己の費用で原状に回復すること。

なお、原状回復の必要がないと認められた場合は、当該工事に係る部分の財産権を無償で交通局に帰属させること。

5 その他注意事項

様式第6号

宿舎継続使用承認申請書

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎の継続使用をしたいので、申請します。
なお、継続使用の承認を受けた場合は、福岡市交通局宿舎規程及びこれに基づく指示を遵守することを誓約します。

記

| | | | |
|---------|----|------|----|
| 宿舎の種類 | | | |
| 宿舎の所在地 | | | |
| 継続使用の理由 | | | |
| 同居者氏名 | 続柄 | 生年月日 | 備考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

様式第7号

宿舎継続使用承認書

年 月 日

所 属
職氏名

管理課長名

年 月 日申請のあった宿舎の継続使用については、下記のとおり承認する。

記

1 宿舎の表示

| | | | |
|-------|--|-----|--|
| 種 類 | | 所 属 | |
| 所 在 地 | | | |

2 継続使用期間

3 同居者

| 氏 名 | 続 柄 | 生 年 月 日 | 備 考 |
|-----|-----|---------|-----|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

4 使用条件

福岡市交通局宿舎規程に定めるところによる。

様式第8号

退 居 届

年 月 日

管理課長

所 属
職氏名

下記の理由により宿舎を退居しますので、お届けします。

記

| | | | |
|--------|--|-----|--|
| 宿舎の種類 | | 所 属 | |
| 宿舎の所在地 | | | |
| 退居の理由 | | | |
| 退居年月日 | | | |
| 備 考 | | | |

様式第9号

宿舎台帳(甲)

所属名()

敷地及び建物の平面図

| | | | | | |
|------|-----------|--------|----------------|---------------|---------|
| 整理番号 | | | 宿舎の所在地 | | |
| 所属 | | | 宿舎の種類 | | |
| 敷地 | 面積 | 平方メートル | 借地の場合の相手方 | | |
| | 借家の場合の相手方 | | | | |
| 建物 | 構造 | 本屋 | 建築面積 平方メートル | 延面積 平方メートル | 摘要 |
| | 付属建物 | | 建築面積 平方メートル | 延面積 平方メートル | |
| | 工作物 | | | | 増改築の内容 |
| | 建築年月日 | | | | |
| | 増改築年月日 | | | | |
| 設備内容 | 電灯 | ガス | 水道 | 電話 | その他主な設備 |
| | 数量 | 灯 | せん | せん | 台 |

宿舎台帳(乙)

| | | | | | | | | | | | |
|------|------|----|-------|------|--------|---------|---------|-------------|----|--|--|
| 整理番号 | | | 種類 | | | 所属 | | | 所在 | | |
| 所属 | 入居者名 | | 入居年月日 | 同居者数 | 継続使用期間 | 宿舎料(月額) | 設備等の費用額 | 模様替等の有無(内容) | 備考 | | |
| | 職名 | 氏名 | 退居年月日 | | | | | | | | |
| | | | | 人 | | 円 | 円 | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

様式第10号

宿 舎 設 置 ・ 管 理 状 況 報 告 書

年 月 日

総務課長

管理課長名

福岡市交通局宿舎規程第24条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

| 宿 舎 | | | 所 在 地 | 建 物 (本 屋) | | 敷 地 積 | 年 間 利 用 者 数 (4/1～翌3/31) | | 宿 舎 料 (月額) | 建 築 年 月 日 | 供 用 開 始 年 月 日 | 機 械 替 換 ・ 継 続 使 用 の 有 無 | 備 考 |
|-----|--|--|-------|-------------|------------|------------|----------------------------|-----|---------------|--------------|------------------|----------------------------------|-----|
| | | | | 種 類 | 所 属 | | 名 称 | 構 造 | | | | | |
| | | | | | 平方 メートル | 平方 メートル | 人 | 人 | 円 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

※借上げによる宿舎の場合、建築年月日は、借上げ契約締結年月日とする。
 ※借上げにより宿舎を設置している場合は、その旨備考欄に記入すること。
 ※付属建物がある場合は、備考欄に延面積を記入すること。